

新しい法曹養成制度に関する検討状況

法科大学院を中核とする、プロセスとしての法曹養成制度へ (司法試験・司法修習と有機的に連携)

1 法科大学院

法科大学院の適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上

設置認可

国による事前規制 必要最小限のチェックに

具体的な基準の在り方については、
中央教育審議会において検討（資料9、10参照）

第三者評価（適格認定）

第三者による事後的、継続的な評価 新たに整備

教育の質の維持・向上を図る
適格認定を受けた法科大学院の修了者に新司法試験の
受験資格を付与

大学全般の第三者評価の在り方については、
中央教育審議会において検討（資料10参照）
新司法試験の受験資格と結びつく法科大学院の第三者評価の
在り方については、
本部法曹養成検討会において検討（資料4参照）
法科大学院の第三者評価基準の在り方については、
本部法曹養成検討会において検討（資料5参照）

2 司法試験

法科大学院の教育内容を踏まえた新しい試験の実施等

新司法試験の在り方等については、
本部法曹養成検討会において検討（資料6参照）

3 司法修習

本部法曹養成検討会において今後具体的に検討